

平成30年度総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る 総合型地域スポーツクラブマネジャーの資格要件

平成30年度総合型地域スポーツクラブ活動助成に係る総合型地域スポーツクラブマネジャーの資格については、「地域スポーツクラブの概念と現状」、「クラブマネジャーの資質と役割」、「クラブのつくり方と運営方法」などクラブマネジメントの基礎を広く学べるカリキュラムを持った講習を受けた者を要件とすることとし、具体的には、以下のとおりとします。

《助成初年度から継続5か年度目まで》

◆クラブマネジャー（正）

要 件	確認方法
次に掲げるいずれかの要件を満たす者	
1 都道府県体育協会、都道府県教育委員会、広域スポーツセンター等が実施する「(公財)日本体育協会公認アシスタントマネジャー養成講習会専門科目」について修了した者(共通科目についても受講していることが望ましい。)	修了証書
2 (公財)日本体育協会公認クラブマネジャー又は同アシスタントマネジャー資格認定者	資格認定証
3 (公財)日本レクリエーション協会：レクリエーション・コーディネーター養成通信教育課程	修了証書
4 (公財)日本スポーツクラブ協会： スポーツクラブマネジャー養成(資格認定)講習会	資格認定証
5 (公財)日本サッカー協会：SMC(スポーツマネージャーズカレッジ)本講座	修了証書
6 (公財)日本サッカー協会：SMC(スポーツマネージャーズカレッジ)サテライト講座	修了証書
7 文部科学省及び総合型地域スポーツクラブ育成協議会が、平成12年度から平成17年度までに実施した「総合型地域スポーツクラブマネジャー養成講習会」を修了した者	修了証書
8 平成18年度までに、都道府県体育協会、都道府県教育委員会、広域スポーツセンター等が独自に実施した指導者養成のための講習会のうち、(公財)日本体育協会が承認した講習会を修了した者	修了証書
9 地方公共団体等において、独自のカリキュラムをもって実施する総合型地域スポーツクラブマネジャー養成講習会のうち、日本スポーツ振興センターが認めた講習会※を修了した者 ※開催要項等により、要件の適否を個別に判断します。	修了証書
10 その他、上記1～9と同等であると日本スポーツ振興センターが認める場合	

《助成対象期間継続6か年度目から継続8か年度目まで》

◆クラブマネジャー（正）

要 件	確認方法
次に掲げるいずれかの資格を取得し、クラブマネジャー（正）の従事年数が3年以上の者	雇用契約書の写し及び資格認定証、修了証書
ア （公財）日本体育協会公認クラブマネジャー	
イ （公財）日本体育協会公認アシスタントマネジャー	
ウ （公財）日本レクリエーション協会公認レクリエーション・コーディネーター	
エ （公財）日本スポーツクラブ協会公認上級スポーツクラブマネジャー	
オ （公財）日本サッカー協会：SMC（スポーツマネジャーズカレッジ）本講座	
カ その他、上記ア～オと同等であると日本スポーツ振興センターが認める場合	

◆クラブマネジャー（副）

要 件	確認方法
助成初年度～継続5か年度のクラブマネジャー（正）の資格要件を満たし、クラブマネジャー（副）での従事年数が1年以上の者	雇用契約書の写し及び資格認定証等

※ クラブマネジャー（正）及び（副）としての従事年数については、“要件を満たす年数を従事していたか”を確認することが出来る書類（雇用契約書等）が必要となります。

なお、従事年数の算出期間は、平成30年3月末時点とします。

例：平成27年度から平成29年度までのクラブマネジャー（正）としての雇用契約書があれば、3年間クラブマネジャー（正）として従事していたことが確認できます。